

地方税財政基盤の確立に関する決議

平成15年11月19日

地方自治確立対策協議会

地方税財政基盤の確立に関する決議

地方分権は、国対地方という単なる行政内部の問題ではなく、より住民に身近なところで政策決定や税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを可能とする真の構造改革である。

今日、地域の総合的な行政主体である地方公共団体が果たすべき役割はますます増大しているが、地方の歳出規模と地方税収入には乖離が存在し、地方分権を推進するうえにおいて、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税中心の歳入基盤を構築することが喫緊の課題となっている。

こうした中、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を閣議決定し、「三位一体の改革」に関して目標の大枠を設定するとともに、国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲について基幹税の充実を基本に行うことなど、改革の道筋を示した。これは、「国と地方の改革」の出発点であり、今後、住民と共に地方公共団体の意見を十分反映しながら、真の地方分権推進のための三位一体改革の早期実現を図る必要がある。

我々地方公共団体としても、現下の危機的な地方財政の状況を踏まえ、歳出削減など財政健全化のための行財政改革に全力で取り組む決意であるが、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方が自らの財源で自らの地域の在り方を決定できる財政基盤を構築することが、国と地方を通じた歳出の効率化と財政再建に資するものである。

このため、改革初年度となる平成16年度の予算編成及び税制改正等にあたっては、基幹税による税源移譲を基本とした三位一体改革の早急な具体化を始めとして、地方税財源の充実強化を図り、地方公共団体が地域住民の生活を守り、多様なニーズに的確に応えられるよう、地方分権時代にふさわしい自主・自立の地方税財政基盤の確立に向けた措置が的確に講じられるべきである。

よって、ここに全国の地方公共団体は一致結束し、総力を結集して、次の事項について実現を期するものである。

- 一 真の地方分権の確立を図るため、「基本方針20・0・3」を出発点として、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する方向で国と地方の税源配分の抜本的見直しを行い、地方税源を拡充強化すること。
- 一 歳出面における地方の自主性を拡大し、真に住民が必要とする行政サービスを地方自らの責任で実施できるよう、国庫補助負担金を原則廃止し、同時に基幹税である個人住民税・地方消費税の充実を基本に、税源移譲を行うこと。

なお、国庫補助負担金を廃止し、税源移譲を先送りするといった地方財政への負担転嫁は、住民福祉を守るうえで、断固認められないものであること。
- 一 地方交付税については、国から地方へ税源移譲が行われても、税源が偏在することによる地方公共団体間の財政力格差の是正と一定の行政水準の維持・確保が必要であることから、地方交付税制度の果たす財源調整機能・財源保障機能を堅持するとともに、地方財政運営に支障が生じることのないよう、その所要総額を安定的に確保すること。
- 一 固定資産税については、市町村税の根幹をなす重要な税目であることから、その安定的確保に配慮するとともに、商業地等の負担水準の上限について、現行の70%を堅持すること。
- 一 道路特定財源については、地域の道路整備状況等を勘案するとともに、三位一体改革による道路関係国庫補助負担金の廃止に伴う地方税財源確保の必要性等を踏まえ、地方自治体への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実確保を図ること。

また、高速自動車国道の整備については、建設計画決定の経緯等を踏まえるとともに、地方の意見や地域住民の早期完成への期待を十分考慮し、国の責任において、整備計画の9,342km等の早期整備を推進すること。

一 医療保険制度については、給付と負担の公平を図り、安定した保険運営の下で将来にわたって国民皆保険制度を堅持するため、制度の一本化を早期に実現すること。また、当面、国保財政の健全化のため、国の責任と負担において十分な財源措置を講ずること。

介護保険制度については、制度の見直しに向けた検討が進められているところであるが、介護サービス基盤の一層の拡充を図るとともに、介護給付費が年々増大している実情等を十分に踏まえ、制度の持続的かつ安定的運営を確保すること。

以上、決議する。

平成15年11月19日

地方自治確立対策協議会
全國知事会
全国都道府県議會議長会
全國市長会
全国市議會議長会
全國町村会
全国町村議會議長会